別に定める事項

関係条項	内　　容
	屋根軽量化工事費補助
第４条 （交付申請）	（添付書類） １　様式第耐震部分１号(耐震改修工事住宅概要書) ２　耐震診断結果報告書の写し（簡易耐震診断等） ３　様式第耐震部分２号(補助金算定・精算書) ４　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 ５　所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が代理申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等） ６　様式第耐震部分３号(耐震工事事業計画書) ７　所得証明書の写し（発行から一ヶ月以内かつ、最新の年度のもの） ８　納税証明書の写し（滞納がないことがわかる書類かつ、発行から一ヶ月以内） ９　住民票の写し（発行から一ヶ月以内） 10　屋根の軽量化工事に係る見積書の写し 11　住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図、立面図（耐震改修前後） (4) 仕様書 (5) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 12　既存住宅の屋根が非常に重い屋根（土葺瓦屋根）か重い屋根（桟瓦葺等）と確認できる書類（立面図等に明示） 13　既存住宅が木造住宅と確認できる書類（建築確認済書、名寄帳、謄本等） 14　屋根軽量化工事に係る建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合のみ） 15　改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し（マンションの場合を除く） 16　様式第耐震５－１号(耐震改修工事実績公表同意書) 17　委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
	（指定期日）　当該各事業に着手する前。
第７条 （実績報告）	（添付書類） １　様式第耐震部分２号(補助金算定・精算書) ２　交付決定通知書の写し ３　様式第耐震部分４号(耐震改修工事実施確認書) ４　耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し ５　屋根の軽量化工事費が確認できる書類（工事費内訳書及び納品証明書等） ６　工事写真（工事前、工事中、工事完了後） ※着工前の屋根が非常に重い屋根（土葺瓦屋根）か重い屋根（桟瓦葺等）であることが確認できるようにすること ７　様式第耐震５－２号(耐震改修工事実績公表内容報告書) ８　委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）
	（指定期日）　当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日。
第９条 （請求書）	（添付書類） １　住民票の写し（発行から一ヶ月以内）